

佐伯市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 8 年 4 月 1 日

佐伯市長

佐伯市議会議長

選挙管理委員会

代表監査委員

消防長

農業委員会

教育委員会

佐伯市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、佐伯市長、佐伯市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、消防長、農業委員会、教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、また、男女問わず働きやすい職場環境を整えるため、総務課職員係において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標と取組内容実施時期

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、佐伯市役所の人事の事務の実態に即して、各特定事業主が任命する職員に関する状況をそれぞれ把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

＜佐伯市長、佐伯市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会、教育委員会が任命する職員について＞

目標：

令和 12 年度当初までに年間 360 時間以上の超過勤務を行う職員の数を 0 人とするよう努める。

＜取組内容＞

各所属での業務の把握、進捗管理ができる体制を整え、適切な時間外勤務命令を徹底する。月に 45 時間以上の超過勤務を行う職員が在籍する部署の所属長は、当該時間外勤務に係る職員ごとの要因の整理、分析及び検証を行い、その内容について、速やかに総務課に報告するとともに、解決策を実践する。それによっても改善されない場合には、総務課から所属長に対して面談と職場の検証を行い、各職員の業務量の平準化を図るとともに業務の見直しや人員配置を含めた環境改善を行うなど改善策を新たに講ずる。引き続きノー残業デーやロー残業デーの周知徹底に取り組み、職員一人ひとりの時間管理意識の向上を図る。

目標：

令和 12 年度当初までに総括主幹以上における女性職員の割合を 23%とする。

＜取組内容＞

- ・採用後 5 年以内に、大分県自治人材育成センター主催の「女性職員キャリア支援研修 若手職員キャリア形成支援研修」の受講を必須とする。
- ・男女問わず総括主幹に対し、同センター主催の「女性活躍推進セミナーキャリアプラン研修Ⅱ」の受講を必須とする。

目標：

令和 12 年度までに男性職員における育児休業取得率を 50%とする。

＜取組内容＞

- ・育児休業に係る制度周知を徹底する。
- ・リモートワークやフレックスタイム制の導入を検討し、育児と仕事を両立しやすい環境整備に努める。

＜消防長が任命する職員について＞

目標：

令和 8 年度から令和 12 年度までの間、採用試験の女性受験者数を毎年度 1 人以上にするよう努める。

＜取組内容＞

消防本部で働く女性吏員のイメージ定着のため、市内各地で実施している避難訓練等に

女性吏員を出向させ、実際に働いている姿を見てもらい「消防職員＝男性吏員」というイメージをなくす取り組みを実施し、職業講和等においても、受講者に女性がいる場合には、女性消防吏員を出向させ女性消防吏員のイメージ定着を図るとともに、担当部署においてもリーフレット配布等による広報活動を行う応募者数を上げる取り組みを念頭にするだけでなく、女性職員の活躍を推進するためには、「男女問わず働きやすい職場環境」を整えることが必要不可欠であると考え、職場環境改善等も含め担当課と協議を行い、女性職員の働きやすい環境もあわせて構築していく。